

日医発第 1626 号（地域）  
令和 4 年 1 1 月 1 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

江澤 和彦

今村 英仁

（公印省略）

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期限の延期について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

病床機能報告及び外来機能報告については、「令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について」を令和 4 年 9 月 2 6 日付け日医発第 1245 号（地域）にて貴会宛にお送りしております。

本件は、1 1 月 1 日から報告できることとなっていた「報告様式 2」の報告開始が延期となったことを踏まえ、1 1 月 3 0 日までとされていた病床機能報告及び外来機能報告の報告期間を延期することとしたことについて周知を依頼するものです。また、延期後の期間については、追って連絡予定とのことであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、本件については、報告対象医療機関等が報告時に原則使用する G-MIS（医療機関等情報支援システム）のお知らせ機能により、厚生労働省から周知予定でありますことを申し添えます。

事 務 連 絡  
令和 4 年 11 月 14 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期限の延期について

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告につきましては、11月 1 日より報告様式 2 の報告を開始することとしておりましたが、一部確認を要する事象が発見されたことに伴い、報告開始を延期させていただいているところ、関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

病床機能報告及び外来機能報告に係る報告期間については、10月 1 日から11月30日としておりますが、11月 1 日から御報告いただくこととしていた報告様式 2 の報告開始が延期となったことを踏まえ、報告期限も延期することとし、延期後の期間については、追って御連絡差し上げることといたします。

なお、上記については、医療機関等情報支援システム（G-MIS）のお知らせ機能により周知するとともに、各都道府県衛生主管部（局）宛てに別添のとおり周知しておりますので、御了知の上、貴下団体会員等に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年11月14日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和4年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期限の延期について

令和4年度病床機能報告及び外来機能報告につきましては、11月1日より報告様式2の報告を開始することとしておりましたが、一部確認を要する事象が発見されたことに伴い、報告開始を延期させていただいているところ、関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

病床機能報告及び外来機能報告に係る報告期間については、10月1日から11月30日としておりますが、11月1日から御報告いただくこととしていた報告様式2の報告開始が延期となったことを踏まえ、報告期限も延期することとし、延期後の期間については、追って御連絡差し上げることといたします。

については、内容を御了知の上、病床機能報告及び外来機能報告の報告対象である医療機関に対して周知をお願いいたします。

なお、上記については、医療機関等情報支援システム（G-MIS）のお知らせ機能により周知するとともに、関係団体にも事務連絡を発出しますことを申し添えます。